

警察署協議会議事録

協議会名	令和7年第2回宮城県遠田警察署協議会
開催日時	令和7年6月25日（水） 午後2時00分から 午後2時45分まで
開催場所	遠田警察署 大会議室
出席者等	<p>1 協議会委員～5名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出席委員～伊藤努会長、飯淵克美副会長、高橋清子委員、藤村かおり委員、和賀稔委員 <p>2 警察署～10名</p> <p>署長、次長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課課長代理、警務係長</p>
議事概要	別紙のとおり
備考	

備考 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

<p>議事概要</p>	<p>1 報告事項【署長から管内の治安情勢（令和7年5月末現在）について報告】</p> <p>(1) 刑法犯認知件数及び主要検挙事件</p> <p>ア 発生状況及び特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪認知件数 49件（うち窃盗34件） （前年比－29件（うち窃盗－21件）） ・ 検挙件数 9件（うち窃盗3件） （前年比－29件（うち窃盗－19件）） ・ 検挙人員 17人（うち窃盗4人） （前年比－11人（うち窃盗－12人）） <p>イ 主要事件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被疑者2名による所在国外移送目的拐取事件 ・ 美里町内における不同意性交等事件 ・ 美里町内における窃盗（払出し）事件 <p>(2) 特殊詐欺の認知状況及び特徴</p> <p>ア 認知状況</p> <p>(ア) 管内 件数：3件（前年比＋1件） 被害金額：約346万円（前年比＋約196万円）</p> <p>(イ) 県内 件数：126件（前年比－20件） 被害金額：約3億5千万円（前年比－約1億1千万円）</p> <p>イ 管内の特徴 税関職員騙り、警察官騙り等のオレオレ詐欺3件</p> <p>(3) 少年の非行・補導状況及び概要</p> <p>ア 少年非行の状況 刑法犯少年：4人（前年比＋2人） 不良行為少年：11人（前年比＋7人）</p> <p>イ 概要 刑法犯少年：傷害事件3人、暴力行為等処罰法（暴行・脅迫）1人 不良行為少年：粗暴行為6人、深夜はいかい2人、その他3人</p>
-------------	--

議事概要

(4) 人身安全関連事案の状況

ア ストーカー・DV事案

ストーカー事案：4件（前年比－2件）

D V 事 案：6件（前年比－4件）

イ 各種虐待事案

児 童 虐 待：18件（前年比＋3件）

高 齢 者 虐 待：4件（前年比±0件）

障 害 者 虐 待：3件（前年比＋3件）

(5) 交通事故の発生状況及び特徴

ア 発生状況

人身事故：22件（前年比＋5件）

物損事故：286件（前年比－11件）

死亡事故：0件（前年比±0件）

イ 人身事故発生の特徴

(ア) 事故形態別は出会い頭衝突（10件）が最も多く、次に追突（5件）が多い。

(イ) 国道での発生が8件で全体の約36%を占める。

(ウ) 高齢運転者事故が9件（40.9%）で前年より大きく増加している。

【質疑応答】

高 橋 委 員：児童虐待はどのようなものであったのか。

生活安全課長：両親が子供の面前で夫婦喧嘩をする心理的虐待事案が多数あったが、いずれも子供が怪我をしているものはなかった。

和 賀 委 員：高齢運転者事故は、高齢運転者標識を表示していたかどうか教えていただきたい。

交 通 課 長：70歳以上の方の高齢運転者標識表示は努力義務となっており、個別の事故における表示状況は把握していないが、講習等の機会あるごとに指導していきたい。

藤 村 委 員：障害者虐待は、どのように警察で認知されたのか教えていただきたい。

生活安全課長：例えばDV事案で相手の方が障害を抱えていた場合は障害者虐待となる。精神障害を抱えている方に乱暴な言葉が出れば、役場に障害者虐待の疑いとして報告している。

和 賀 委 員：孫に手を上げた場合は虐待になるのか。

生活安全課長：孫が児童であれば手を上げると虐待になるため、

周知していただきたい。

伊藤会長：虐待の通報者は家庭内からが多いのか。それとも近隣からの通報が多いのか。

生活安全課長：家族内でトラブルとなり、当事者や家族が通報するケースが多い。児童虐待の場合は、泣き声が聞こえてくるという通報から臨場した結果、虐待を認知するケースもある。

次長：補足として、事案の件数で出ているものについては、あくまで警察で認知しているものとなる。通報がなく警察で認知していなくても虐待が行われている可能性はある。

通報元は、生活安全課長が述べたとおり家族間であつたり近隣住民だつたりするケースもある。

2 協議事項 【生活安全課長からストーカー対策推進状況について報告】

(1) ストーカー事案取扱い状況

ア 県内の取扱件数は、令和6年中で636件、前年同期比+32件となっている。

イ 当署管内の相談等件数は、令和7年5月末で4件、前年同期比-2件となっている。

ウ 令和7年5月末までの4件の主たる行為形態は、つきまとい等1件、連続電話・メール等3件となっている。

エ 令和7年5月末までの措置状況は、加害者が判明した3件で口頭指導等を実施しているほか、全ての取扱において、特定通報登録、ココセコム貸与などの被害者の安全対策措置を実施している。

(2) ストーカー事案への対策

ア 対処体制の確立

イ 警察本部及び署長への速報、生活安全部門と刑事部門の連携

ウ 被害者の保護等

エ 加害者への措置

オ 関係警察署、関係機関との連携

カ 事案の継続的な管理と事態の掌握

キ 署員に対する教養の徹底

【質疑応答】

高橋委員：ココセコムの貸出しは料金が発生するのか。

生活安全課長：無料で行っている。台数に限りがあるが、警察署へ申請があれば警察本部から取り寄せて貸与してい

る。

飯 渕 副 会 長：ストーカー事案で検挙された加害者は、ストーカー行為だと認識した上で検挙されているのか。

生活安全課長：一度口頭等で指導を受けた者が検挙されることが多い。

飯 渕 副 会 長：被害者に対し、保護や援助などを行っているようだが、被害者は警察の話を聞いてくれるのか。

生活安全課長：いろんな事情がある方がいらっしゃるので、こうした方が良いとアドバイスをしても、実際にはなかなか出来ない方もいる現実はあるが、危険性などを説明しながら説得している。

藤 村 委 員：口頭指導を受けた人の中で、年度をまたいで行為を繰り返している人もいるのか。

生活安全課長：当署管内では、年度をまたいで繰り返している人はおらず、口頭指導等の初期対応に従っている方が多い。

藤 村 委 員：口頭指導していく上で、どのくらいの限度を越えたら検挙されるのか。

生活安全課長：要件が整えば事件として検挙できるが、被害者の意向や危険性・切迫性も踏まえてその都度判断している。

藤 村 委 員：ストーカー事案の当事者で多い年代は。

生活安全課長：様々な年代が当事者となっている。

伊 藤 会 長：ストーカー事案のガイドライン対策は、警察署独自のものか。又は、県から出されているものか。

生活安全課長：ガイドラインは、県警本部から示されており、大元は警察庁から出されたもので、全国的に同様の対策を執っていると思われる。